

【別紙6】

データ受け渡しの運用に係る仕様

1 業務名

「吹田市国民健康保険及び後期高齢者医療制度の帳票印刷、印字及び封入・発送委託業務」

2 本仕様書の目的

「吹田市国民健康保険及び後期高齢者医療制度の帳票印刷、印字及び封入・発送委託業務」（以下「本業務」という。）の遂行に関するデータの受け渡しについて定めることにより、本業務の円滑な遂行を図る。

3 受け渡しデータの種類

本業務において、本市と受託者との間で受け渡しするデータの種類は以下のとおりとする。

- （１）指定帳票の指定箇所に印字を行うためのデータ（以下「印字データ」という。）
- （２）帳票等のレイアウトデータ
- （３）ユーザー外字データ
- （４）委託者側の作業管理番号等のデータ
- （５）スケジュール、その他

4 受け渡しデータに関する前提条件

本業務において、本市と受託者との間で受け渡しするデータに関する前提条件は以下のとおりとする。

- （１）印字データのファイル形式はCSV形式とする。
- （２）印字データの文字コードはUNICODE（UTF-8）とする。
- （３）文字の印字にあたっては、本市が認めるフォントと本市が提供するユーザー外字のフォントを用いるものとする。
- （４）本市がユーザー外字を追加したときは、本市が提供する文字情報ファイルを速やかに取り込み、印字内容に反映する。
- （５）印字データを提供する本市システムを更新、増設する場合は、ファイル形式、文字コード、フォント等の取り扱いや運用について、本市と受託者との間で協議し、決定するものとする。

5 データ受け渡しに関する前提条件

本業務に関するデータの受け渡しの前提条件は次のとおりとする。

【別紙6】

- (1) データの受け渡しは別紙「データ受け渡しの機器、ネットワーク仕様」に基づき、設置した機器、ネットワークを利用する。ただし、個人情報、機密情報等が含まれないデータについては、本市の承認を得た上で、他の方法による受け渡しも可とする。
- (2) 受託者は、設置した機器、ネットワークの常時監視を行い、異常を検知した場合は、速やかに対処する。
- (3) やむを得ず(1)の方法によるデータの受け渡しができない事態が生じた場合は、本市及び受託者双方の合意により、その他の手段を用いることを可とする。
- (4) 端末の起動時間等、運用に関する詳細事項は計画協議等において決定する。
- (5) データの受け渡し日程については、年次、月次、隔週次の度に本市よりスケジュールの提示を行い、本市と受託者との間で協議の上、決定する。
- (6) データの受信時には、計画どおりの内容か否かを確認し、不備等があれば、速やかに本市へ連絡の上、解決に向けて協力する。
- (7) 印字データを受け取り、受託者側印字用機器等への印字データの移行が完了した後は、受信機器端末等より速やかにデータを削除し、データを消去したことを証する書面を提出する。

6 機密情報の取り扱い

受託者は、本業務で知り得た情報の取り扱いについては十分に注意し、特に次の項目について徹底しなければならない。

- (1) 本業務に関するデータは、本業務以外の目的に利用してはならない。
- (2) 本業務に関するデータは、法律等に基づき適正に管理しなければならない。印字データについては、テストデータも含めて、業務完了後速やかに削除しなければならない。
- (3) 本市より受け渡すデータは、受信機器設置施設から持ち出してはならない。ただし、緊急時等は、事前に本市の承認を得た上で可とする。

7 その他

「吹田市国民健康保険及び後期高齢者医療制度の帳票印刷、印字及び封入・発送委託業務仕様書」(以下、「仕様書」という。)及び本書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、本市と受託業者の間で協議の上、誠意をもって解決するものとする。また、契約締結後の仕様書及び本書の解釈については、本市が行うものとする。